

2018年8月9日

お客様 各位

コミュニティワン株式会社
代表取締役社長 後藤 泰弘

監督処分に関わる業務改善措置について

当社は、所管監督官庁による2018年7月13日付け監督処分「指示」を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、下記の措置を講じ、業務改善に取り組んでおります。

お客様には多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、改めてお詫び申し上げます。お客様の信頼回復に向け、全社を挙げて再発防止に努めてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 今回の事案の概要及びこれに対する処分内容の周知徹底について

管理組合財産の毀損事故の概要については、事故発覚以降、社内掲示板や研修会等にて社内に周知いたしました。また、処分内容については、処分を受けた後、速やかに役員及び従業員に対して社内掲示板をもって周知徹底いたしました。

2. 法の規定の遵守及び再発防止を図るための研修・教育の継続的实施について

- (1) マンション管理業の従事者(管理員を除く)を対象に7月から8月の期間において、法令遵守、コンプライアンス意識の向上と金銭取扱いルール、事故再発防止策の再確認を目的に「マンション管理適正化法及び金銭取扱い研修」を実施いたしました。
- (2) 管理員に対しては月例研修会(2ヶ月に1回開催)において、管理室における金銭取扱いについて、会社の方針やルールの再確認を行うなどを継続実施しております。
- (3) 上記の他、コンプライアンスに関する研修・教育を継続実施いたします。

3. 管理組合財産の管理の適正化と管理業務の点検実施及び再発防止措置について

- (1) 本件事案の発覚後、全ての受託管理組合を対象に同様の事案が生じていないかの調査を実施して、本件事案以外に同様の事案はございませんでした。
- (2) 当社がお預かりしている管理組合財産の保管について、取扱いに関するルールを制定し運用状況の定期的な検査を行うなど、管理を強化いたしました。
- (3) インターネットでの決済サービス「e承認サービス」を導入し、支払処理のキャッシュレス化を促進して管理組合口座からの財産毀損を防止いたします。
- (4) 管理組合が保管、管理している預金口座のうち未利用口座の閉鎖や当社受託業務への取込みなど、預金口座の削減を提案いたします。
- (5) 外部専門家による理事長、管理員を対象に実施したアンケート結果に基づき、再発防止策において不足している点や強化すべき点を見直しております。
- (6) ガバナンス強化及び業務執行体制整備のため、2018年4月に「事業管理部」を新設いたしました。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

コミュニティワン株式会社 マンション企画部 事業企画課 03-5435-6315

(受付時間 10:00 ~ 17:00 水曜日・日曜日・祝日を除く)